

(別紙2)

令和5年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>貴法人の役員の改選において、評議員会の議案として当該内容を決議する前に、理事会で理事及び監事候補者を決議している記録が見られなかった。</p> <p>また、改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴収もなかった。今後、評議員会の目的である事項(役員候補者案)は理事会で決議を行うこと、また、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。</p>	<p>理事・監事改選においては、各々には退任、継続の事前確認は行っていたが、議案として挙げ候補者の決議をしていなかった。監事改選においても現監事の過半数の同意並びに同意書の徴求も行っていなかったため、次期改選時には理事会の議決、現監事の同意並びに同意書の徴求を行っていく。今期においては、各監事に同意書の徴求を行う。</p>	<p>R6.2月理事会開催時</p>